

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）

新 条 例	旧 条 例
<p>(基本構想等)</p> <p>第14条 区は、<u>区の最上位の計画であり</u>、<u>区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等(次項において「総合計画等」という。)</u>を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</p> <p>2 区は、<u>総合計画等</u>のうち主要なものについて、目標に対する<u>進捗状況</u>の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。</p>	<p>(基本構想等)</p> <p>第14条 区は、<u>地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を</u>_____定めるとともに、その実現を図るため<u>基本計画等</u>_____を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</p> <p>2 区は、<u>前項に規定する基本計画等</u>のうち主要なものについて、目標に対する<u>進<sup>ちよく</sup>捗状況</u>の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。</p>
<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から<u>第9項まで</u>、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から<u>第8項まで</u>、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>

\* 改正後の条例は、平成23年12月9日公布・施行

皆様のご意見をお寄せください

# 地方自治法改正に伴う「自治基本条例」の改正を検討しています

—問い合わせは、企画課へ。

区では、これまで、杉並区における自治の理念や区政運営の基本原則などを定めた最高規範である「自治基本条例」(以下「条例」といいます)に基づき、区民の皆さんの区政への参画・協働を進め、これからの時代にふさわしい「自治のまち」杉並の実現に向けて取り組んでまいりました。

## 条例改正の必要性

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により、自治法の規定から、区市町村に基本構想の策定を義務付ける条文(第2条第4項)が削除されるなどの改正が行われました(同法律は、平成23年8月1日に施行)。

区の基本構想については、現在の条例(第14条第1項)で、「区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定める」と規定されています。自治法の改正に伴い、今後基本構想の策定にあたっては区議会の議決を経て定める等の条例改正を行う必要があります。

## 条例改正案の概要

区は現在、基本構想審議会を設置して、10年後の杉並区のあるべき姿(将来像)を描く、新たな基本構想の策定に取り組んでいます。

自治法から、基本構想を定義し、区にその策定を義務付ける規定が削除されましたが、区では、区民と共有する目標であり、区政運営の指針となる基本構想については、今後も、区議会の議決を経て策定する必要があると考えています。

## ご意見を お寄せください

条例改正案の概要や自治法改正などの関係資料は、区ホームページのほか、閲覧場所(各閲覧場所の休業日を除く)でご覧になれます。

①ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙に書いて、10月20日(必着)までに企画課 FAX 3312-6912 ☒kikaku-k@city.sugina.mi.lg.jp。

②ご意見には、住所、氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称と所在地、代表者の氏名)を記入してください。

### ▽開設期間

9月21日(水)～10月20日(木)

### ▽閲覧場所

企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

## 街の「絆」づくり講演会 & 地域活動団体交流会

【日時】10月8日(土)午後3時～5時20分  
【場所】西荻地域区民センター(桃井4-3-2)  
【問い合わせ】すぎなみNPO支援センター ☎3314-7260

### ◇講演会～街の元気を引き出す「絆」づくり

人と人がつながるような場づくりをテーマに、地域社会の活性化について学びます。どなたでも参加できます。

☎午後3時～4時 ☎エンパブリック代表取締役・広石拓司 ☎300名 ☎無料 ☎申込当日、直接会場へ

### ◇地域活動団体交流会～地域活動の「絆」づくりワークショップ

広石拓司氏のもと、NPOや地縁団体などが、お互いに元気を引き出す絆づくりについて考えていきます。ワークショップ終了後、懇親会を実施します。

☎午後4時15分～5時20分(引き続き懇親会を1時間程度実施)  
☎区内を中心に活動しているNPO、井草・西荻地域の地縁団体など ☎定60名 ☎無料(懇親会は500円) ☎申込郵送、電話、ファクスまたはEメールに、団体名・参加者数・懇親会参加者数・事務所所在地・代表者名・電話番号・Eメールアドレス・主な活動内容とその地域・今後の事業予定を書いて、すぎなみNPO支援センター(〒166-0004阿佐谷南1-47-17阿佐谷地域区民センター4階 ☎3314-7260 FAX 3314-7265 ☒info@nposupport.jp)へ

## 便利帳とガイドマップを発行します

生活にかかわる区の情報や防災情報、施設情報などを掲載した「すぎなみ 暮らしの便利帳平成23年度版」と「すぎなみガイドマップ」(地図)を全面改訂して発行します。

区内の各ご家庭に、10月3日(月)～31日(月)の間にお配りします。

☎広報課

## ジャズでみんな元気に!

# 阿佐谷ジャズストリート2011

10月28日(金)・29日(土)

青春時代を阿佐谷ですごした山下洋輔が、ニューヨーク・トリオとして神明宮・能楽殿で演奏するほか、立石一海トリオ「ジブリ・ミーツ・ジャズ」、大橋美加「ジャズで旅するシネマの世界」などおしゃやかなジャズ企画が満載! マーサ三宅、森崎Bellaなど、中央線ゆかりのメンバーも大集合!

—問い合わせは、阿佐谷ジャズストリート実行委員会 ☎5305-5075 FAX 5305-5074へ。

阿佐谷ジャズストリートは今年で17回目。

ディキシーバンドが街を練り歩き、商店街には小学生のジャズアートが展示されるほか、阿佐ヶ谷一帯の約50カ所でさまざまなジャズの演奏が繰り広げられ、街がジャズ一色に染まります。

区役所前では、杉並区と災害時相互援助協定を結んでいる南相馬市を支援するため、交流自治体による「応援ストリート」も開催されます(10月29日)。

◇パブリック会場(有料) = 共通パスポート 2日券4500円(前売り3800円)、1日券3000円(前売り2800円) = 神明宮・能楽殿など計13カ所

◇ストリート会場(無料) = JR阿佐ヶ谷駅前、区役所など計8カ所

◇バラエティ会場(別料金) = 喫茶店など計27カ所

◇チケット販売所 = 杉並区文化協会、ローソンチケット、チケットぴあ、セブン-イレブン・ファミリーマート(いずれも阿佐谷周辺の店舗のみ)

### ■当日のボランティア募集

希望者は、実行委員会へお問い合わせください(1日でも可)。



▲山下洋輔 N.Y. トリオ



▲マーサ三宅



▲ニューディキシーモダンボーイズ

☎http://www.asagayajazzst.com/

(発行日) 毎月1日、11日、21日





## 統合校開校に向けての検討状況

問教育改革推進課学校適正配置担当

25年4月、永福南小学校と永福小学校の統合校が永福小学校の校地で開校します。

両校の関係者で構成される統合協議会では、これまで、体育館棟の改築や教育目標などについて検討してきました。

現在は、校名について協議中で、「公立校なので校名は地域名がよい」、「抽象的な校名は地域の人にとっては抵抗がある」などの意見が出されています。今後も引き続き、開校に向けてさまざまな課題を検討していきます。

永福南小学校・永福小学校統合協議会の検討内容については、教育委員会ホームページをご覧ください。

## 都内で交通死亡事故が多発しています

今年始めから10月末までの都内の交通事故死者数は186人で、全国ワースト1となっています。また、10月21日～23日の3日間には、交通事故で7人の方が亡くなっており、このうち6人は、歩行中の事故によるものでした。

特に交差点での事故が多く発生していますので、運転者は、横断中の人がいなかをよく確認してから進行してください。

また、歩行者は横断歩道がある道路では、必ず横断歩道や歩道橋を渡り、横断歩道以外の場所は渡らないでください。

ちょっとした油断が事故につながります。外出の際には、十分ご注意ください。

問区交通対策課または

各警察署(杉並☎3314-0110/高井戸☎3332-0110/荻窪☎3397-0110)

## お近くの震災救援所訓練にご参加ください

震災救援所(区立小中学校)では、震災に備え訓練を実施しています。12月に実施する救援所は下表のとおりです。

当日、直接会場へお越しください。——問い合わせは、防災課へ。



〈12月の震災救援所訓練日〉

実施救援所	日時
永福南小学校	3日(土)午前10時
杉並第六小学校	3日(土)午前10時40分
東原中学校	4日(日)午後1時

## くらしの便利帳・ガイドマップはお手元に届きましたか？

「すぎなみくらしの便利帳 平成23年度版」と「すぎなみガイドマップ」(地図)を10月に全戸配布しました。お手元に便利帳などが届いていない場合は、ご連絡ください。

問区コールセンター(11月30日まで) ☎#8800、☎3372-8800または広報課



## 地方自治法改正に伴う「自治基本条例」の改正に係る区民等の意見提出手続の結果をお知らせします

——問い合わせは、企画課へ。

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により、地方自治法の規定から、区市町村に基本構想の策定を義務づける条文(第2条第4項)が削除されました。区では、区政運営の指針となる基本構想は、今後も区議会の議決を経て策定する必要があり、自治基本条例において、基本構想の定義とともに、あらためて区独自に、区議会の議決を経て基本構想を策定することに関する規定を設ける等の条例改正について、検討を進めてきました。

このため「広報すぎなみ」9月21日号などで、こうした条例改正の基本的考え方を公表し、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、広く皆さんからご意見を伺いました。この結果について、下記のとおり報告します。また、この結果を踏まえ、お示しした条例改正の基本的考え方に基づき、自治基本条例の改正議案を第4回区議会定例会に提出しました。

〈いただいたご意見の概要と区の考え方〉

◇実施期間=9月21日(水)~10月20日(木)◇意見提出件数=3件(延7項目)

ご意見の概要	区の考え方
基本構想の策定に当たっては、従来通り区議会の議決を経て策定することに賛成する。	今後も、基本的な考え方に即して進めていきます。
基本計画および重要かつ根幹となる部門別計画についても、議会の議決事項とすることを要望する。	行政計画については、基本的に執行機関である区の責任において、区議会の意見を聴きながら策定すべきものと考えています。

この他、現行条例に対するご質問や、意見提出手続の実施方法についてのご意見をいただきました。

## 省エネナビでライフスタイルを見直しませんか？

### 次世代型省エネナビ モニター世帯を募集します

省エネナビは、家庭の電気使用量・電気料金・CO<sub>2</sub>排出量などをリアルタイムで表示する機器で、節電や省エネの努力が見てわかるものです。

冷蔵庫・エアコンなどの消費電力が計測でき、ON・OFFのコントロールも可能な次世代型省エネナビを取り付け、データを提供していただけるモニター世帯を募集しています。

応募をいただいた世帯には後日、省エネナビを取り付けに伺い、データ解析や無料省エネ診断を実施します。

※このナビの設置には、インターネットの常時接続が必要となります。



▲次世代型省エネナビ

- 募集数=50世帯(申込順)
  - 期間=1年間(24年12月末までを予定)
  - 申し込み・問い合わせ=電話で、区環境都市推進課または杉並エネルギー会議☎6915-1911へ
- ※この事業は、東京都「新しい公共支援モデル事業」に選定され、区と区民団体、事業者で構成する「杉並エネルギー会議」が実施するものです。